

## 第2ワーキンググループ審議結果報告に盛り込むことが望ましいと考えられる事項 (重点的な審議課題関係) (素案)

平成 24 年 7 月 13 日

### 1. 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

(1) 企業・事業所における労働時間や育児・介護休業制度の利用状況、有給休暇等の取得状況、経営状況や生産性、労働者の就業継続や処遇等を総合的に把握するための統計整備に関する検討状況【総務省、厚生労働省】

#### ①施策の進捗状況等

○労働力調査について、「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項の選択肢に、新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」を新設し、平成 25 年 1 月から調査を実施する予定である。

○平成 24 年就業構造基本調査について、「非求職理由」、「非就業希望」及び「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更した。また、育児や介護に関する「ふだんの状況」や「この 1 年間の制度等の利用状況」を把握する「育児・介護の状況」を新設した。【総務省】

○雇用動向調査について、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割する予定である（平成 24 年度）。

○3つの縦断調査では、従来より就業、結婚、出産、子育て、介護等を把握している。なお、世代による違いの検証のため、21 世紀出生児縦断調査については、平成 22 年度に新たな標本の追加を実施した。また、21 世紀成年者縦断調査については、平成 24 年度に、新たな標本の追加を実施する予定である。【厚生労働省】

#### ②施策の進捗状況等に関する評価

○総務省及び厚生労働省が、就業と出産・育児や介護等との関係の分析の観点から、関係調査について具体的な改善措置を講じていると評価できる。

○各統計調査は、それぞれの調査目的が異なっているため、それぞれの調査に関するフレームワーク（対象選定や調査設計等）も異なっている。このため、各統計間で同趣旨の調査結果間に差異が散見されるが、このことが、統計利用者に混乱を招く恐れがあるとの指摘がある。

○少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目については、調査目的や調査対象等が異なる各種統計調査の中で、それぞれ把握されるものとなっており、企業・事業所の雇用管理とワークライフバランスとの関係の分析の観点から、企業・事業所の経営状況や生産性も含めて少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目を総合的に把握できるようにはなっていない。

### ③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○厳しい財政状況の中で、新規統計調査の創設や既存統計調査における調査項目の大幅な拡充は困難な状況である。このため、企業・事業所の雇用管理とワークライフバランスとの関係の分析の観点から、企業・事業所の経営状況や生産性も含めて少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目を総合的に把握するためには、各府省所管の関連統計の連携が必要である。したがって、今後のビジネスレジスターの整備状況に応じて、共通コードを通じた関連統計のデータ接合により、少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目を総合的に把握することについて、その有用性も含め検討することが望ましい。

## (2) 大規模標本調査における少子化関連事項の把握可能性の検討状況【総務省】

### ①施策の進捗状況等

○基本計画においては、大規模標本調査における少子化関連事項の把握の重要性を指摘しており、これを踏まえ、就業構造基本調査において、非求職理由等を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更している。

○なお、結婚時期や子供の数に係る調査項目については、調査の忌避感や精度の確保が困難とされる。このため、全数調査である国勢調査は、過去に「結婚年数」及び「出生児数」を把握していたが、昭和 55 年に、「大規模な調査ですべての調査客体から正しい申告を得ることが困難」として、統計審議会の諮問を経て同調査項目を削除した経緯がある。

### ②施策の進捗状況等に関する評価

○大規模標本調査における少子化関連事項の把握については、平成 24 年就業構造基本調査において、具体的な措置を講じていると評価できる。

○なお、結婚時期や子供の数に係る調査項目については、次回の平成 27 年国勢調査は調査事項を限定して実施する簡易調査の年であることから、国勢調査に当該項目を早急に追加することは困難と考えられる。

## 2. 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

(1) 現在調査内容の変更を検討している雇用構造調査については、賃金構造基本調査や毎月勤労統計調査などの既存の雇用・労働統計との整合性に配慮しつつ、雇用期間の定めの有無等客観的基準を踏まえた調査項目を設計すること【厚生労働省】

### ①施策の進捗状況等

○非正規雇用者の実情を継続的に把握するため、雇用構造調査において、雇用契約期間（常用労働者・常用労働者以外）、労働時間（一般労働者・短時間労働者）、契約形態（派遣労働者・派遣労働者以外）別の労働者数を把握する事項を追加し、平成24年度以降、毎年調査を実施する予定である。

### ②施策の進捗状況等に関する評価

○非正規雇用者の実情把握のための項目については、労働者の雇用（就業形態）の区分として一般的に用いられている雇用契約期間、契約形態及び労働時間を勘案した区分別の労働者数を設定することとしており評価できる。

○ただし、非正規労働者数の把握に用いることとしている雇用構造調査は、毎年、調査内容をローテーションで変更して実施しているものであり、これに伴い調査対象事業所数等が必ずしも毎年同一ではないため、非正規雇用者数の時系列比較が困難になる恐れがある。

### ③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○雇用構造調査を用いて非正規雇用者数を継続的に把握する場合には、時系列的比較が可能となるよう、調査対象事業所数等を固定して実施する必要がある。

(2) 実労働時間の把握については、現在取り組んでいる世帯に対する統計調査（労働力調査、就業構造基本調査）における関係調査項目の見直しを着実に進めること【総務省】

### ①施策の進捗状況等

○ILO の要請も踏まえ、年間の総実労働時間の推計を可能とするため、労働力調査に新たに「月末1週間の就業日数」及び「月間就業日数」を把握する調査事項を追加し、平成25年1月から実施する予定である。

○長時間労働者のより詳細な実態を明らかにするため、平成24年就業構造基本調査の中の「1週間の就業時間」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「65時間以上」を新たに「65～74時間」及び「75時間以上」に分割した。

## ②施策の進捗状況等に関する評価

- 実労働時間の把握に当たり、年間総実労働時間の推計や長時間労働者の実態把握の観点から検討を行い、労働力調査及び就業構造基本調査において、必要な調査事項の変更を行っており、評価できる。

(3) 同一企業内での就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）が、実施されているとの指摘を踏まえ、企業間の就業形態転換だけでなく、同一企業内の就業形態転換の詳細についても既存統計の中での捕捉可能性について検討すること【厚生労働省】

### ①施策の進捗状況等

- 同一企業内の就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換）に関する統計調査による定期的な把握としては、雇用動向調査（年2回実施、調査対象は約15,000事業所）において非正規雇用から正規雇用に転換した者の数（臨時・日雇名義から常用名義に切り替えられた者の人数）、また、労働経済動向調査（年4回実施、調査対象や約5,800事業所）では、正社員以外の労働者から正社員への登用実績の有無等を把握している。

### ②施策の進捗状況等に関する評価

- 同一企業内の就業形態の転換の把握については、転換者の出現率が極めて小さいことから、関係統計調査の調査規模等を勘案すると、現行以上の詳細な事項の把握は困難と考えられる。ただし、少なくとも転換制度の有無等と転換実績については、1つの調査の中で把握し、両者の関係の分析が可能となるようにすることが望ましい。

### ③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 同一企業内における非正規雇用から正規雇用への転換に関し、転換制度の有無等と転換実績の関係を分析することが可能となるよう関係統計調査の調査事項の見直しを検討する必要がある。

(4) 雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しの方向性【総務省、厚生労働省】

①施策の進捗状況及びその評価

○雇用者の就業（雇用）形態の区分については、①雇用契約期間、②呼称・契約形態、③労働時間の視点から設定された区分が用いられているが、各統計調査間において、同一視点からの区分であるにも関わらず、概念及び用語が異なっている例（雇用契約期間による区分である「一般常雇」及び「臨時雇」と「常用雇用者」等）や概念は同じであるが用語が異なっている例（呼称・契約形態による区分である「パートタイム労働者」、「パートタイム」、「パート・アルバイト」、「パート」等）が見られる。

②今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○各府省は、中期的には、公的統計全体について、就業（雇用）形態の区分に関する用語を見直し、統計間で当該用語の整合性の確保を図る必要があるが、当面の措置として以下の措置を講じる必要がある。

- (i) 総務省は、統計利用者の利便向上を図るため、我が国の統計に用いられている調査における従業上の地位や就業（雇用）形態の区分に関する用語を整理し、その関係が分かるような資料をホームページ等を通じて一般に提供すること。
- (ii) 厚生労働省は、雇用・労働関係の統計調査を多数実施していることから、所管統計調査について、就業（雇用）形態の区分に関する用語・概念を雇用契約期間、契約形態、労働時間等の視点から整理し、異なる統計間で、就業（雇用）形態の区分に関する用語の整合性が確保できるように、必要な見直しを進めること。
- (iii) 厚生労働省以外の各府省においても、所管統計のうち雇用・労働関係統計における就業（雇用）形態に関する用語について、その所管統計間における整合性の有無を確認すること。

### 3. 社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備

#### (1) インターネット回答方式の推進等に関する前回調査の検証状況【総務省】

##### ①施策の進捗状況等

- 平成 22 年国勢調査において、東京都全域をモデル地域として、インターネット回答方式を導入した。
- 当該導入に関する総務省の検証においては、インターネット回答者に対するアンケート調査や地方公共団体との事後報告会等を実施し、その結果を踏まえ、世帯における負担感の減少、面接困難な世帯等に対する調査票回収への効果、記入精度の向上・審査の効率化が図られたと評価している。一方、調査員への回答状況伝達の煩雑化、郵送との重複回答、フィッシングサイト等への懸念などの課題も確認されている。

##### ②施策の進捗状況等に関する評価

- インターネット回答者に対するアンケート調査により、当該回答者の属性、回答日時、次回の利用希望等を把握・分析していることは評価できる。

##### ③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 今後、平成 27 年国勢調査の検討及び実施に当たり、現在、実施している平成 27 年国勢調査試験調査等を通じ、インターネット回答方式の検討・推進によって発生する問題事例を様々な観点から定量的に把握・検証することが必要である。
- 国勢調査の調査方法については、調査対象者の中には高齢者など調査員調査を必要とする者がいること等を勘案し、インターネット回答によるオンライン調査、郵送調査及び調査員調査といった各種の調査方法の適切な組み合わせも勘案する必要がある。
- なお、コスト面の検証については、今後、インターネットによる回答率の向上等を勘案し、中長期的な視点に立って検討していく必要がある。

(2) 東日本大震災が与えた影響を把握するための調査項目追加等の可能性【総務省】

①施策の進捗状況等

○総務省においては、次回の平成 27 年国勢調査は、調査事項を限定した簡易調査の実施年ではあるものの、東日本大震災の影響を把握する観点から、「現在の住居における居住期間」及び「5 年前の住居の所在地」を調査する方向で検討中である。

②施策の進捗状況等に関する評価

○平成 27 年国勢調査において、簡易調査の実施年ではあるものの「現在の住居における居住期間」及び「5 年前の住居の所在地」を調査することは、東日本大震災後の地域別の詳細な人口移動状況等の把握を可能とするものと考えられるため、当該事項の調査を検討することが必要である。

③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○平成 27 年国勢調査において、「現在の住居における居住期間」等を調査することは、東日本大震災の影響把握の上では適切と考えられるものの、調査事項の増加は、報告者負担にもつながること等から、震災関連事項の調査結果の有用性について、更に精査する必要がある。